

桶川市地域防災計画（計画案）に関する意見等の募集結果

1 共通編

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
1	計画の効果的促進（p2）	「防災会議の委員に占める割合や政策・方針決定過程や災害現場における参画を拡大」と、女性の関与と参画ばかりを謡っている。その後で、「多様な視点を踏まえた防災対策」とあるが、もともと、女性に焦点が当たったのは、阪神淡路、東日本などの大震災において、女性の被害が数多く報告され、避難場所には、男女がいるにも関わらず、男性主導の運営が避難生活に支障をきたすことが多かった所以から叫ばれたもので当然のことと思う。しかし、多様な視点を考えると、様々な困難な経験は、障害者、子ども、外国人なども数多く存在する。少なくとも防災会議や政策や方針の決定、運営には、女性だけでなく、障害者やLGBTQなどを含めた多様な視点、とすべきである。具体的な避難計画など細かく記述されている所はあるが、この総則導入時点で必要である。	・今回の改訂においては、防災訓練計画、職員動員計画、避難計画において性的マイノリティ（LGBTQ）に関する記述を追加していますが、更に幅広く計画全体を通した考えとするため以下の通り修正します。 ・2 多様な視点 市は防災に関する政策・方針決定過程や災害現場において女性、障害者、性的マイノリティ（LGBTQ）など多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。
2	図表 1-8（p9）	過去の主な風水害の履歴では、説明に関東や近隣県、県内などの被害が書かれているが、当市の状況がわからず、参考にならない。地域を合わせた表現にするか。当市の被害状況の記述をしていただきたい。	・県と桶川市の被害状況が混在していました。 ・県と桶川市の被害を区別し、別の図表とし理解を容易にします。
3	図表 1-10（p12）	市に関係がある主な地震の履歴も同様である。	同上
4	市民及び事業所の防災における役割（p29）	1 平常時の備えで 17 項目が羅列されているが、そのうち、(12) 近隣の要配慮者への配慮が意味不明である。どう配慮するかが必要。	・市としては「避難行動要支援者登録制度」を運用しており、要支援者情報を記載した「要支援者名簿」及び避難に必要な情報を記載した「避難支援情報登録書兼情報提供同意書（個別計画）」を地域で活用することとしています。このため以下の通り修正します。 ・(12) 近隣の避難行動要支援者の見守り
5	市民及び事業所の防災における役割（p30）	第 2 事業所で、事業所に災害が発生した場合、化学薬品や有害物質の拡散など深刻な事態が生じる。普段から、これらの情報と安全対策を周辺住民に情報公開することが大事である。「操業内容の周辺への情報公開と理解の醸成」を項目として入れる。	・各事業所は消防法や消防法施行令等に基づき、必要な消火用設備等を設置するとともに、火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等について記載した消防計画を作成し、災害に備えておりますので、市地域防災計画に項目として追加はしません。
6	防災組織整備計画（p39）	第 8 自主防災組織の整備・1 組織化の推進で、自主防災組織編成時の留意事項で、(4) 女性の責任者又は副責任者を置くなど、女性の参画の促進に努める。とあるが、「促進」は不要である。あいまいな表現は、結果として参画できない時の言い訳になる。同じく 2 組織の育成で、「女性のリーダーの育成にも努める。」とあるが、「育成する」に変える。	・防災に女性の視点を取り入れることは重要と考えますので、引き続き女性の参画や、知識・訓練を指導できる人材の育成に関して、自主防災組織に啓発を図るため以下の通り修正します。 ・(4) 女性の責任者又は副責任者を置くなど、女性の参画に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材を育成する。 ・2 組織の育成（p40） 市は、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するように努める。1 組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーも育成する。
7	防災教育計画（p44）	第 2 一般市民に対する防災教育・1 普及啓発の内容で、(14) 近隣の要配慮者への配慮とあるが、具体性がなく、結局のところ何もしないことになる。どう配慮するか、明記する。	・市としては「避難行動要支援者登録制度」を運用しており、要支援者情報を記載した「要支援者名簿」及び避難に必要な情報を記載した「避難支援情報登録書兼情報提供同意書（個別計画）」を地域で活用することとしています。このため以下の通り修正します。 ・(14) 近隣の避難行動要支援者の見守り
8	防災教育計画（p45）	第 4 事業所等における防災教育で、事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者であるが、当市には病院がなく、その分医師会の関与を全面に出すべきである。防災教育の段階から「医師会と連携して積極的に関与を促す」など挿入する。	・本項は防災上重要な施設の防災担当者が、従業員に対して実施する防災研修や防災教育の必要性について述べています。 ・このため特段、事業所等に医師会の関与を求めるものではありませんが、当市の「病院」の状況を考慮し以下の通り修正します。 ・事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
9	防災活動拠点等整備計画（p48）	阪神・淡路大震災や東日本大震災の避難所の状況を考えると、トイレに関する問題は深刻と思います。防災活動拠点を整備する際に、耐震性貯水槽を作るのであれば、これに併せて災害用マンホールトイレの設置を是非検討して下さい。	・避難所におけるトイレ対策は重要と考えています。 ・このため第1防災活動拠点の整備2防災活動拠点の整備（1）施設・設備等の整備推進を「…耐震性貯水槽の設置、災害用マンホールトイレ、…」と修正します。
10	災害情報体制の整備計画（p53）	第3情報収集伝達体制の整備・6 SNS の活用で、フェイクニュースや偽情報による思わぬ被害も生じる可能性もあり、「情報の真偽を確認する担当者を確保する」を挿入。	・最近AIの発達や画像加工ソフトの使用により、災害時のフェイクニュースや偽情報の発信が確認されているため以下の通り修正します。 ・ツイッター、LINE、フェイスブックなどのインターネットを活用した情報収集を図るとともに、情報の真偽を確認することに努める。
11	避難予防対策（p56）	毎年のように台風や大雨の被害が各地で発生しています。市は小・中・高等学校を主体に21か所を避難所と指定しているとされているが、いつ、どのように開設し、それをどんな手段で市民に周知するのですか。防災行政無線が聞き取れないことが結構あります。	・市は気象情報や水位情報等を確認し、危険性が高まる時期や場所を予測しながら開設する時期や避難所を決定します。 ・この周知は防災行政無線に加えて、市ホームページ、市防災情報メール、広報車等で発信します。
12	避難予防対策（p57）	市における指定福祉避難所は、市域の東側に「老人福祉センター」、西側に「保健センター」の2か所を指定している、とありますが、高齢者等は増加する傾向であり、このみでは不足すると思います。もっと増やす必要があると思います。	・市は、市が設置する指定福祉避難所に加え、災害時の高齢者等要配慮者の緊急受け入れのため市内5施設と協定を締結しています。高齢者等は引き続き増加する傾向にあると考えますので、今後協定締結施設を増やすことに取り組んでまいります。
13	物資及び資機材等の備蓄計画（p62）	3要配慮者や女性への配慮で、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や乳児、女性に配慮した品目を補充していく、とする。	・乳幼児についても明示することが適切であると考えため以下の通り修正します。 ・3 要配慮者、女性、乳幼児への配慮 食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者、女性及び乳幼児に配慮した品目を補充していく。
14	物資及び資機材等の備蓄計画（p64）	2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備エ 備蓄品目で、「なお、生理用品、女性用の衣類など、女性に配慮した備蓄を進める。」とあるが、「乳幼児用のオムツ、肌着、ミルクなど小児用の備蓄と」を加える。	・現在でも乳児用のおむつやミルクなどは備蓄しておりますが、今後も継続的に必要であると考えため以下の通り修正します。 ・なお、生理用品、女性用の衣類など女性に配慮した備蓄やミルク、おむつ、肌着など乳幼児に配慮した備蓄を進める。
15	医療体制等の整備計画（p70）	第2 後方医療体制の整備、第3 搬送体制の整備で、救急搬送を請け負う、県央広域事務組合との調整が一番重要である。事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。とあるが、「県央広域事務組合を中心に」を入れる。日頃からの想定とシミュレーションは不可欠。	・災害時には要請等が集中することも想定されるため、事前の協議等は重要と考え、組織名を埼玉県央広域消防本部として、以下の通り修正します。 ・市有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、埼玉県央広域消防本部を中心に事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。
16	水害予防計画（p72）	「石川川については、城山公園下流部の自然環境を生かした治水対策を行っていく」とあるが、上流部の工業団地予定地の治水対策も重要である。「城山公園下流部の」を取り、石川川全体の治水対策とする。	・より広範囲で自然環境を生かすことは重要であると考えため以下の通り修正します。 ・「城山公園下流部の」との表現は削除
17	危険物等災害予防計画（p81）	市内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。とあるが、その内容がわからないと意見の出しようがない。市内の危険物施設は、市民にとって重要なものであり、それをもとにどのような対策や予防が図れるかを市民と一緒に検討するべきである。市の責務、市民の役割にも関連する。	・危険物施設の規制や点検の実施などの災害予防対策については、消防法や危険物の規制に関する政令等に基づき、埼玉県央広域消防本部による危険物施設の設置時や変更時の検査、また定期的な立入検査により適切に指導されております。
18	防災都市づくり計画（p88）	第2 オープンスペース等の確保・1 公園の整備で、「このため、植樹等の必要な整備を図るとともに、地域の中核的な防災活動拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。」とあるが、既成密集市街地の対策は何もない。「既成密集市街地を計画的に公園や緑地を整備する」を入れる。	・既成の密集した市街地においては、計画的に公園や緑地を整備することは難しいと考えておりますが、今後も可能な範囲で災害応急対策に必要な施設の整備をしてまいります。
19	要配慮者安全確保計画（p99）	第3 社会福祉施設入所者等の対策・6 食料、防災資機材等の備蓄では、新生児や乳児を抱えた母子への入所も想定し、乳児用おむつ、粉ミルク、肌着なども対象とする。	・市内にある社会福祉施設は、現在高齢者や障害者が入所する施設であり、乳幼児を持つ母子が入所する施設はない状況でございます。 ・乳幼児を持つ母子の避難は、指定避難所又は指定福祉避難所である保健センター及び老人福祉センターへの入所を想定しており、乳幼児用おむつ、ミルク等を備蓄しておりますが、今後も備蓄品の充実を図ってまいります。
20	原子力災害予防計画（p105）	圏央道の核燃料輸送による事故も想定しなければならない。従って、あらかじめ事故を想定した被害、避難体制、汚染防止対策などを明確に決めておくことが重要であるが、その項目が一切ないので、加えること。モニタリング体制も同様である。	・核燃料物質等の輸送時における事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者及び国が主体的に災害対策を行うこととなっております。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
21		この件に関しては、事故災害対策編第4節で記述があるが、第3者の計画になっており、本市が事故発生場所となった場合の想定や計画がない。圏央道は東海地域から新潟までの燃料輸送も想定されることから、当事者として、避難も含めた計画策定を求める。	・放射線関係事故については、対象物質の種類や量、事故発生の状況、当日の気象条件等により被害や影響は異なり、また国、県、防災関係機関等との調整や連携が必要であり、国や県と同じ認識や情報を共有した上で対応することが重要と考えており、市単独の計画を作成することは想定しておりません。
22	その他	共通することとして、避難所の運営体制の確立で、医師の協力体制が見えない。あらかじめ医師会と協議し、避難所ごとに医師を配置、交代で見守りや見回りを依頼する体制を作っておく必要がある。本市は病院がないため、いざという時の医療体制に不安があり、病院に代わる医療の提供体制を備える準備が必要である。	・市は桶川北本伊奈地区医師会、埼玉県北足立歯科医師会、桶川市薬剤師会と、災害時の医療救護活動に関する協定書を締結しています。 ・これらの協定に基づき、市は災害時に医療救護班の派遣等を要請し、医師会等は指定の場所に派遣する体制となっています。 ・今後も医師会等との協力体制の更なる強化と連携を図ってまいります。

2 風水害対策編

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
23	被害情報収集・報告計画（p139）	被害（震災時も含めて）の情報収集に航空機を活用することとなっていますが、最近はドローンをインフラや施設等の点検や被害調査に使用する例も聞いています。桶川市でも災害時の活用について検討してはいかがでしょうか。	・最近のドローンの性能向上に伴う活用の広がりは承知しています。一方、飛行地域の制限や操縦免許の取得などの問題もあるため、市としての活用方法は今後検討してまいります。

3 震災対策編

4 事故対策編

5 複合災害対策編

6 応援・受援対策編